

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり総合評価一般競争入札に付す。

平成三十年五月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件の名称及び数量 総合福祉システム構築・保守等業務 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書、仕様書及び提案書作成要領による。
- 3 履行期間 契約締結の日から平成四十一年三月三十一日まで
- 4 履行場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁 ほか
- 5 予定価格 四三五、三三一、六九二円（内消費税及び地方消費税三二、二四六、七九二円）

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 1 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申

立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあつては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴

力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

- (三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に参与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- (四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

- 8 I S M S適合性評価制度(情報セキュリティマネジメントの認証)、及びプライバシーマーク制度いづれも取得していること。

- 9 スキルレベル3以上の情報処理技術者試験又は情報処理安全確保支援士試験に合格した者を雇用し、かつ、その者を本業務に配置させること。

- 10 平成三十年三月三十一日現在、過去五年以内に都道府県、政令指定都市又は中核市に総合福祉システムを導入した実績を有すること。

- 11 企業連合にあっては、次のいづれにも該当すること。

- (一) すべての構成員が1に該当し、かつ、2から7までの要件を満たしていること。また、構成員のいづれかが8から10の要件を満たしていること。

- (二) 構成員が、他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に参加していないこと。

- 12 入札参加資格申請場所及び提出期限 物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 電話〇二二―二一一―三三三五）へ平成三十年五月十七日（木）午後五時までに提出すること。
入札書等の提出場所等

1 総合評価のための入札書及び提案書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び提案依頼書等の交付場所、問い合わせ先

〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県行政庁舎三階 宮城県震災復興・企画部情報政策課基幹システム構築班

（電話〇二二―二一一―二四七三）

2 入札説明書等の交付期間

平成三十年五月十一日（金）から平成三十年六月一日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年第七十八号）に規定する祝日を除く。）の午前九時から午後五時までとする。

3 総合評価一般競争入札参加資格審査

入札を希望する場合は、本件の入札説明書の原本の交付を受け、必要書類を作成し、平成三十年六月一日（金）まで1あて提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

4 総合評価のための提案書の提出期限

平成三十年六月二十日（水）午後三時までに1あて提出すること。なお、参考見積（様式4）については5の入札書の提出期限までに提出すること。

5 入札書の提出期限

平成三十年六月二十五日（月）午後五時までに1あて提出することとし、持参による場合は6の開札日時及び場所までとする。

6 開札の日時及び場所

（一）日時 平成三十年六月二十六日（火）午前十時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎三階

震災復興・企画部情報政策課

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三三における審査により資格を有しないとされた者

2 期限までに申請書を提出しない者

五 その他

1 使用言語、通貨等 本件の入札、契約等に伴い作成する書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成四年法律第五十一条）によるものとする。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第一百三条及び百十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する資格のない者及び入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもつて契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額（契約業務を執行するために必要な一切の諸経費を含めて見積もった金額）の百分の八に相当する額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行い、落札者決定基準で規定する評価項目のうち、必須事項が提案依頼書で定める基準を全て満たし、かつ、最も高い評価を得た者を落札者とする。

6 契約書作成の要否 要

- 7 入札執行の方法 総合評価一般競争入札
- 8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of Items to be Procured: Construction and maintenance of an integrated welfare system (1 set)
- 2 Period of Implementation: From contract settlement to March 31, 2029
- 3 Place of Implementation: Miyagi Prefectural Government Building
- 4 Deadline and Place for Bid Submission (in-person): Tuesday, June 26, 2018, 10:30 a.m. Information Policy Division, Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department, 3rd Floor of the Miyagi Prefectural Government Building
- 5 Deadline for Bid Submission (by mail): Monday, June 25, 2018, 5:00 p.m.
- 6 Contact Information: Core Systems Section, Information Policy Division, Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan
Tel: 022-211-2473
- 7 Language and Currency Used in Contract Procedures: Japanese and Japanese yen only